

第27号

2007年9月1日  
発行

# 同推くん

発行・編集  
海蔵地区人権・同和  
教育推進協議会  
広報部  
事務局地区市民センター内  
電話 333-8770

## 民主主義とは=多数決は常に正しい? =

～文部省著作教科書「あたらしい憲法のはなし」から～

現在、シリーズで”日本における民主主義の歴史”を掲載していますが、実は、文部省は、ほぼ同時期に、学生・生徒を対象に教科書「あたらしい憲法のはなし」を作成しました。その教科書に”民主主義”について説明した箇所があり次のように書かれています。『こんどの憲法の根本となっている考えの第一は民主主義です。ところで民主主義とは、いったいどういうことでしょうか。みなさんはこのことばを、ほうぼうで聞いたでしょう。これがあたらしい憲法の根本になっているものとすれば、みなさんは、はっきりとこれを知っておかなければなりません。しかも正しく知っておかなければなりません。みなさんがおぼえいあつまって、いっしょに何かするときのことを考えてごらんください。だれの見地で物事をきめますか。もしもみんなの意見が同じなら、もんだいはありません。もし意見が分かれたときは、どうしますか。ひとりの意見できめますか。二人の意見できめますか。それともおぼえいの見地できめますか。どれがよいでしょう。ひとりの意見

が、正しくすぐれていても、おぼえいの見地が、間違っておとっていることもあります。しかし、その反対のことがもっと多いでしょう。そこで、まずみんなが十分にじぶんの考えをはなしあったあとで、おぼえいの見地で物事をきめてゆくのが、いちばんまちがいがいいということになります。そうして、あとの人は、このおぼえいの見地に、すなおにしたがってゆくのがよいのです。このなるべくおぼえいの見地の意見で、物事をきめてゆくことが民主主義のやりかたです。』(教科書P6～P7)

多数決は、民主主義の基本的なルールですが、単に「多数の意見を、全体の総意とする。」という約束事に過ぎません。アメリカの連邦議会では、少数者の意見を尊重するため「フリー・バッター」制度が設けられており、少数意見を持つ議員の演説時間は制限しないことにしています。「数は力なり」の弊害を避けるためです。この点を教科書で教えなかったため、国民の間に「多数決で決まったことは正しい」という間違った常識を広めてしまったようです。

## 明治憲法の制定と民衆憲法の創造①

～厳しかった近代民主主義憲法創造への歩み～

家永三郎ら3名で編集発刊した「明治前期の憲法構想」(増補版)1984の「まえがき」で家永三郎は次のように書いている。『日本の民主主義と平和主義とが必ずしも強固なものといえないことを、私たち日本国民は十分に自覚して今後いっそうの努力を傾注しなければならないと同時に、私たちの祖先が民主主義の確立のためにどれだけ多くの苦心を重ねてきたか、その歴史と遺産とを忘却することがあってはならないと思う。外来文化の摂取による因習の変革は、歴史発展のための重要な契機となる。近代憲法は西洋民主主義からの移植であるけれど、それ故に近代憲法創造の努力を軽視すべきではなからう。』とし、明治10年代に作られた49件にも上る草案を紹介して『これほど多彩な憲法草案が日本人の手で作られたことは、現代の私たちが力強くはげますものと考え、重ねて本書を世に送ることとした。』と書いている。

前回で触れたように、明治10年代に入ってきたきわめて広汎な国民層を基盤とする自由民権運動が全国的に展開し、一時は専制政治に固執する政府当局者たちをして深刻な危機感をいだかしめるまでの活況を呈した。この流れのなかで多くの草案が作られたが、その多くが今日の日本国憲法とはなほだ接近した構想を示すばかりでなく、局部的にはよりいっそう民主的なア

イデアを含んだものも見られた。これら草案の多くは当時の日本国民の最大公約数としての憲法への願望であったといえる。

しかし、不幸にして国民共通のこのような憲法への願いは裏切られた。自由民権運動の意外に広汎かつ強烈な展開に衝撃を感じた明治政府は、治安立法を強化して弾圧を励行するとともに、買収その他の手段によって民権運動の切り崩しを図った。

明治17年の自由党の解党に象徴される民権運動の崩壊は、下からの国民大衆の自発的意志による近代憲法制定への可能性を閉ざしてしまい、その後は、専制政府の上からの一方的なイニシヤチブによる憲法起草作業が、国民の意志を全く顧みることなく、伊藤博文ら数人の高級官僚やドイツ人法律顧問との間だけの完全な秘密工作として進められ、わずか20人そこそこの秘密顧問の審議に附したのみで大日本国帝国憲法(以下「明治憲法」という)は明治22年2月11日に公布された。

これらの経緯からみて明治憲法は、まさに主権者である国民に押し付けた憲法だったといえるのではないのでしょうか。

教科書には、明治憲法について次のように書かれている。

『明治憲法は「欽定憲法」である。欽定憲法というのは、君主の意志によって作られた憲法のことである。明治憲法は、かたち



教科書「民主主義」(下) P242より

日本における

## 民主主義の歴史

第 2 回

### 連載するにあたって

かつてイギリスの宰相ウインストン・チャーチルは「民主主義は最悪の制度である。しかし、それ以外の制度はもっと悪い」と言いました。まさに至言だと思います。民主主義は、人間の尊厳や人権をないがしろにされた人々が、それを、取り戻すために闘った末に掴んだ人類の叡智であり、普遍の原理ですが、決して完璧なものではありません。そこで民主主義の歴史から未来を拓くための教訓を得て、少しでも前進させようではありませんか。

のうえでは明治天皇が伊藤博文その他の人に命じて草案を作らせ、枢密院の議を経て裁可されたものである。したがって、その制定には、国民の代表者は少しも参加していない。しかも、その改正は国民が容易に行うことができないものとされた。民主主義は「国民の政治」なのだから、ほんとうに民主的な憲法は、国民の代表者によって作られた「民定憲法」でなければならない。だれの意志によって憲法を作るかということは、国の主権がどこにあるかによって決まる。主権が国民にあるということになれば、憲法は当然に民定憲法として作られる。これに対して、明治憲法が欽定憲法として制定されたのは、その根本に、主権は天皇に存するという考え方があったからである。だから、明治憲法は、日本の国を統治するのは「万世一系ノ天皇」であるという原則を、その第1条に掲げてある。いいかえれば、日本で行われるのは、民主主義がいうところの「国民の政治」ではないという態度を明らかにした。』と書かれている。(教科書「民主主義」(下) P241~P242)

明治憲法の概要と問題点については、次回で触れることにしますが、特に、明治憲法の問題点は、近代憲法の眼目とされる主権者たる国民の人権保障のために国家権力を制限するための仕組み(例えば、天皇や公務員の憲法尊重遵守義務規定:第99条)を欠くこと、基本的人権保障に関する条文での法律による留保規定(例:第2章臣民権利義務で、法律ノ定ムル所ニ從ヒ…、法律ノ範圍内ニ於テ…など。)に問題があったと指摘されている。(以下、次回へつづく)

(訂正)前号の記事中 P3 右行上から3行目の「輿論」のルビが「ころん」となっていますが、正しくは「よろん」ですので訂正致します。

## お知らせ

### ◆地区懇談会等の日程が確定◇

#### □地区懇談会

前号でお知らせしたとおりに確定しました。

開催時間はいずれも19時から21時まで

内容は、人権映画の鑑賞と話し合いです。

9月 7日(金) 西阿倉川公会所

9月14日(金) 海蔵南公会所

9月21日(金) 野田公会所

9月28日(金) 海蔵地区市民センター

10月 5日(金) 三ツ谷公会所

10月19日(金) 阿倉川新町集会所

### ◆ご覧いただく映画のご紹介◇



企画・制作 大阪府教育委員会

上映時間 54分

プロローグ

勲(71歳)は妻を亡くしてから一人暮らしを始めて10年。ハル(72歳)と「川

柳の会」で出会ってから、毎日が楽しく、結婚を決意するが、娘の反対にあう。「川柳の会」の仲間たちからグループホームを作ろうという話もちあがる。

仲間たちや孫たちの応援で、次第に娘も理解していく……。

### ◎役員募集のお知らせ

ご承知のとおり、人・同協は、同和問題をはじめとするあらゆる差別のない人権のまちづくりのための自治活動として、市の委託を受けて、各地域ごとに地域住民の皆様を対象とする人権教育・啓発活動を進めております。

海蔵地区人・同協は、現在、役員7名(3名欠員)で運営しておりますが、メンバーの高齢化も進み、何かにつけて苦勞しております。役員は、原則として委員の中から互選または委員等の推薦を受けた方で、総会で承認された適任者に就任していただいております。もちろん手弁当での活動となりますが、ぜひ地域に貢献したいとお考えの方の積極的な就任申し出をお待ちしております。

役員一同

### ◆原稿募集◇

今年度は、ほぼ隔月で発行したいと考えています。皆様からの投稿をお待ちしています。原稿は、地域団体事務局までお届け下さい。(広報部)